

高齢者バス・タクシー利用助成事業

すその一るの運行区域外に住んでいる高齢者の方に、市内を運行する路線バスとタクシーで利用できる利用助成券を交付します。助成券の交付を希望される高齢者の方は、申請手続きを行ってください。



今年度利用できる
助成券はオレンジです。



企画部 企画政策課
995-1804

助成券を利用できる交通機関／

市内を運行する以下の事業者の路線バス・タクシーで、乗降場所のどちらかが市内であること。

【路線バス】 富士急バス

※高速バスは利用できません。

【タクシー】 安全タクシー

ミツワタクシー

対象者／市に住民登録があり、下表の地区に住んでいて、昭和18年4月1日までに生まれた方

公文名5区	峰下市の瀬区	切久保区	上原区	上原団地区
原区	上須区	深良新田区	岩波区	千福区
御宿新田区	上城区	中村区	下条区	中里区
田場沢区	森脇団地区	上ヶ田区	金沢区	今里区
下和田区	呼子区	矢崎区	トヨタ区	御宿台区
千福が丘区	須山地区全域			

助成額／1回の乗車につき100円

助成券の交付枚数／同一年度1人につき10枚

有効期限／平成26年3月31日

※交付を受けた年度の3月31日まで。

利用方法／現金で運賃を払うときに、本人確認のできるものを乗務員に提示し、助成券を提出してください。現金以外で運賃を支払う場合、助成券は利用できません。また他の助成券、クーポン券などとの併用はできません。

その他／他人（家族・親族を含む）への譲渡、換金はできません。

申請受付／市役所3階企画政策課で受け付けています。また、各支所での受け付け日時は、以下のとおりです。

受付日時		受付場所
5月22日(水)	9時～12時	須山支所
5月23日(木)	9時～12時	富岡支所
5月24日(金)	9時～12時	深良支所

助成券の交付を受けるには

企画政策課にある申請書に必要事項を記入し提出してください。申請の際には、助成券の交付を受ける方の本人確認のできるものが必要です。代理の方が申請する場合には、対象者と代理の方の本人確認のできるものを提示してください。

本人確認のできるもの

一つでよいもの

- 顔写真付き住民基本台帳カード
- パスポート
- 自動車運転免許証など官公庁が交付した顔写真付きの証明書・免許証

二つ必要なもの

- 健康保険等被保険者証
- 年金手帳など